

自治会・町内会等法人化の手続き

- 第 1 はじめに
 - 第 2 この制度の目的
 - 第 3 対象となる団体
 - 第 4 法人化すると何ができるか
 - 第 5 法人化後の手続き
 - 第 6 申請を行う前に
 - 第 7 許可までの流れ
 - 第 8 許可申請書の添付書類
 - 第 9 添付書類の内容
 - 第 10 告示事項証明
 - 第 11 その他
-
- 様式 認可申請書
 - 資料 認可申請書類作成上のポイント
 - 資料 豊見城市自治会標準会則（規約例）
 - 参考 総会議事録
 - 様式 構成員名簿〈イメージ〉
 - 様式 保有資産目録
 - 様式 保有予定資産目録
 - 様式 就任承諾書
 - 参考 地方自治法（抜粋）

第1 はじめに

平成3年4月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、自治会・町内会等の団体（地縁による団体）が市長の認可を受けることによって法人格を取得し、不動産等の登記上の権利を有することとなる認可地縁団体制度が導入されました。

本書は、この制度の概要について説明し、手続の一助とするものです。

認可を受けるにあたっては、地方自治法が定めるいくつかの要件を満たさなければなりません。また、法人として認可されると、地方自治法や関連法規に則った団体の運営方法が求められます。

そのため、法人化を計画している自治会・町内会等におきましては団体内の十分な検討と住民の理解を必要とします。

したがって、認可申請を予定している自治会・町内会等におかれましては、申請に先立ち本市協働のまち推進課と事前相談、打ち合わせをされますようお願いいたします。

第2 この制度の目的

自治会・町内会等で不動産等を所有する場合、従来は団体名義で登記できなかったため、自治会・町内会等の役員等の共有名義あるいは個人名義で登記するしか方法がありませんでした。

ところが、これら名義人に転居や相続等の問題が発生すると、財産上のトラブルや手続の上で大きな負担となることがありました。

こうした問題に対応するため、平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、自治会・町内会等の団体については、一定の手続を行い、市長から法人格の認可を受けることにより、その所有する不動産等を団体名義で登記ができるようになりました。

このことがこの制度の目的で、この制度を利用すれば、不動産等の権利関係の不安が解消され、安定した自治会・町内会等の運営ができることとなります。

※ 認可地縁団体は、法律上でも公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部ではありませんので、市との関係などは認可前と基本的に変わりません。

第3 対象となる団体

—この制度を受けられる団体は、どのような団体か—

1 この制度は先に述べたように、法人格を取得した自治会・町内会等の団体名義での登記を可能にし、財産保有上の制約を除くことにあります。

したがって、次の団体が法人化の対象となります。

(1) 現在、不動産又は不動産に関する権利を保有している自治会・町内会等

(2) 近い将来、不動産又は不動産に関する権利を保有する予定がある自治会・町内会等

2 ここでいう自治会・町内会等とは、「その区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」で「その区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体」（これを地縁団体といいます。）であり、次のような地域活動を目的とし、現にその活動を行なっている団体です。

(1) 区域内の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動

したがって、子供会や婦人会のように構成員となるためには区域内に住所を有することのほかに年齢や性別などの条件が必要な団体、地域のスポーツ団体や趣味のサークルのように特定目的のために集まった人達の団体は、この制度の対象外となります。

また、その区域については、「住民にとって明らかなもの」として定められている必要があります。

3 上記をまとめると、この制度により認可を受けることができる団体は、「不動産又は不動産に関する権利を現に保有している、又は近い将来保有する予定がある」ことを前提として、下記の要件に該当する団体となります。

(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。

(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

(3) その区域に住所を有するすべての個人が、構成員となることができ、その相当数の者が現に構成員となっていること。

(4) 規約を定めていること。

第4 法人化すると何ができるか

—法人格を取得すると、どのようなことができるか—

法人格の取得は、市長の認可によって行われます。

法人として認可されると、次のことができることとなります。

- (1) 不動産等を団体名義で保有し登記等ができるようになります。

※この場合の「不動産等」とは土地及び建物に関する権利のほか、立木の所有権、抵当権、登録を要する金融資産が含まれます。

※ 認可後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりはありませんので、活動や運営方法について、市は一般的な指導・監督権限を持ちません。

第5 法人化後の手続き

—法人格を取得すると、どのような義務が生じるか—

1 告示事項変更の届出

市長は自治会・町内会等を「法人」として認可すると、市長はこのことを告示します。

この告示によって法人となったことを一般に周知します。

これ以後、告示された自治会・町内会等は第三者に対しても自治会・町内会等が法人格を得たことを対抗できることとなります。

告示の内容は次のとおりですが、代表者（会長）が変更になった場合など、告示された内容に変更が生じたときには市長へ届け出なければなりません。変更があった場合には速やかに届け出てください。この届出をもとに、市長は変更の告示を行います。

<告示事項>

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

- (7) 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日

※ 法人を解散したとき、及び清算終了の場合にも告示事項がありますが、ここでは省略します。

2 規約変更の認可申請

規約を変更するときは、市長の認可が必要となります。

※ 前段として、総会員の4分の3以上の同意が必要となります。

3 税金

自治会・町内会等が法人化された後の課税関係については、基本的には法人化の前と変わらないようになっています。

このことは、法人化前の「人格のない社団」としても、制度上は本来課税されるという意味で“変わらない”ということです。しかし、実態とすれば、法人化することにより存在が明確化されるので、実際には納税の必要が生じる税があります。

主なものは次のとおりです。

○法人税

自治会・町内会等が収益事業を行ったときに課税される場合があります。

○登録免許税

不動産の登記をするときに課税される税金です。登記の種別によって税率が異なりますので、税率や納付方法は税務署または法務局（登記所）にお問い合わせください。

※ 不動産登記を司法書士等に依頼した場合は、別途登記費用がかかります。詳しくは司法書士等に御相談ください。

4 その他

(1) 郵便局への届出

法人化された場合「法人名」で郵便物が送付されることがあります。確実に届くように郵便局へ名称、主たる事務所の所在地等を届け出ておいてください。また、変更したときも同様です。

(2) 法人が破産したとき

この制度により認可を受けた自治会・町内会等が破産したときは、

地方自治法の規定に基づき、管轄の裁判所に破産手続開始の申立てをしなければなりません。

(3) 解散

法人化された自治会・町内会等は、次により解散することになります。

ア 規約で定めた解散事由の発生

イ 破産手続開始の決定

ウ 認可の取消し

エ 総会の決議（この場合、総会員の4分の3以上の承諾が必要となります。）

オ 構成員の欠亡

これらによって解散した場合には、市長への届出が必要になります。

市長はこの届出を受けて解散の告示をするととなります。また、解散に伴う清算が終了したときも届出が必要です。

(4) 法人登記

地縁団体としての法人登記は、市長が行う告示をもってこれに代えることとなりますので、法務局への法人登記は不要となります。

第6 申請を行う前に

—法人格取得後の利益や負担をよく検討してください—

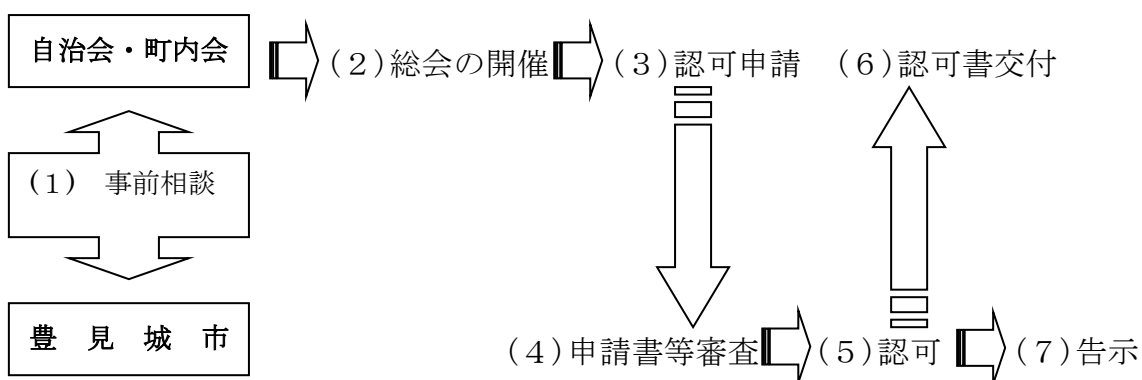
今まで述べてきたように、自治会・町内会等が法人となった場合には、不動産等が団体名義で登記できることになり、権利関係の不安が解消される反面、法人としてさまざまな手続が必要になります。

税金面でも、一時的にはかなりの負担となります。自治会・町内会等内部でよく検討されるようお願いいたします。

※ 認可申請は、自治会の自主的な判断により行うもので、市が強要するものではありません。

第7 許可までの流れ

- 1 自治会・町内会等の法人化手続の大まかな流れは、次のとおりです。
 - (1) 事前相談、打ち合わせ（数回必要な場合もあります。）
 - ※ 規約に関する事前協議等を行います。
 - (2) 総会の開催
 - ①規約の改正 ②認可申請することの議決 ③申請者を代表者とする
こと議決 ④構成員の確定 ⑤保有する資産の確定
 - (3) 認可申請書（添付書類含む）を市長へ提出する。
 - (4) 申請書等審査
 - (5) 認可
 - (6) 認可書が市長から交付される。
 - (7) 市長が認可したことを告示する。



- 2 申請書の添付書類の中には、自治会・町内会等の総会で承認をとらなければならないものがあります。
 - したがって、現在の規約に総会招集手続き等が定められていない場合には、この点の整備をまず行う必要があります。

第8 認可申請書の添付書類

認可申請書及びその添付書類は、次のとおりです。

- (1) 規約
- (2) 認可を申請することについて、総会で議決したことを証明する書類（議

事録)

- (3) 構成員の名簿
- (4) 保有資産目録及び保有予定資産目録
- (5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行なっていることを記載した書類（事業報告書、決算書、事業計画書、予算書等）
- (6) 申請者が代表者であることを証する書類（議事録、承諾書）
- (7) 参考としての区域図

※ これらの書類を整えるには、総会を開く必要があります。

第9 添付書類の内容

認可申請書に添付する書類の一つひとつについて、具体的にどのような書類をそろえたらよいか説明します。

1 規 約

<必要項目>

規約には、次に掲げる8つの事項を必ず定める必要がありますが、それ以外の事項を定めることも差し支えありません。

- (1) 目 的
- (2) 名 称
- (3) 区 域
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 構成員の資格に関する事項
- (6) 代表者に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) 資産に関する事項

これらの事項は、市長が認可するに当たって、申請された自治会・町内会等が認可の要件に該当しているかどうかを確認するためのものです。

また、必要な事項が規約に定められていれば規約の名称に制限はありません。「〇〇町会規約」「〇〇自治会会則」などといった名称で構いません。

<内 容>

認可の要件に該当する規約は、どのような内容のものが必要か説明します。

(1) 目 的

自治会・町内会等の活動が、スポーツや芸術など特定の目的のために行われているのではなく、広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。

なお、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に活動内容を具体的に定めることが必要です。

(2) 名 称

地方自治法上、名称について制限はありません。

「××自治会」「××町会」といった名称でかまいません。ただし、他の法令で名称の使用制限がある場合には、これに従う必要があります。

(3) 区 域

住民にとって、客観的に明らかなものとして認識できるよう定められていることが必要で、この区域は、自治会・町内会等が相当の期間にわたって存続している区域の現況による必要があります。

具体的な表現は、

① 字区域の全域が自治会・町内会等の区域の場合
「豊見城市字××の区域とする。」となります。

② 字区域の一部が自治会・町内会等の区域の場合
「豊見城市字××〇〇番地の〇から△△番地の△まで、同所□□番地の□から××番地の×まで、……」となります。

この番地は公図から全部を拾い出す必要があります。なお、住居表示済の地区にあつては住居表示によることとなります。

(4) 主たる事務所の所在地

代表者の住所地に置く、あるいは集会施設に置くこととするのが一般的です。規約の定め方としては、地番や住居表示により「本会の主たる事務所は、豊見城市字××△△番地に置く。」と定めるか、また、単に「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く」と規定することも可能です。

(5) 構成員の資格に関する事項

区域に住所を有する個人全てが、構成員になれることが定められていなければなりません。また、正当な理由（共同活動が阻害されることが明らかであると認められるとき）がない限り、区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めなければなりません。

さらに、加入・脱退等の資格の得失についての手続きや会費に関する事項等を定めることが望ましいでしょう。

なお、脱退についても本人の意思に制約を加えることはできません。

(6) 代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、委任する事務等について規定します。

なお、ここでは地方自治法第260条の5から第260条の10の代表者に関する規定について留意しなければなりません。

(7) 会議に関する事項

総会及び臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項を定めます。

原則として、表決権は個人単位で平等です。ただし、世帯単位で活動し、意思決定を行っていることが、沿革的にも実践的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限っては、表決権を世帯単位とすることも可能ですが、代表者や監事の選任について適用することは適当ではありません。

(8) 資産に関する事項

資産の構成及び取得、処分、管理の方法を定めます。資産の構成は、固定資産、流動資産を問いません（負債は含みません。）。

資産の構成として「別に定める財産目録記載の資産」と定めることが簡便と考えられます。また、経費の支弁等その管理についても定めます。

なお、ここでは地方自治法第260条の4第1項の規定に留意しなければなりません。

2 認可を申請することについて、総会で議決したことを証明する書類

認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印のあるものです。

3 構成員の名簿

構成員全員の住所・氏名を記載します。

この構成員は、規約で定めた区域に住所を有する個人であれば、年齢、性別、国籍等を問わないものであるので注意してください。ただし、未成年者等は法定代理人（親権者等）により加入手続きが取られていることが必要となります。

そして、構成員の数は区域に住所を有する個人（住民登録人口）の概ね過半数が記載されていなければなりません。

4 保有資産目録又は保有予定資産目録

保有資産目録は、申請時に不動産又は不動産に関する権利等を保有している団体が提出し、保有予定資産目録は、保有することを予定している団体が提出します。（両方とも提出する場合があります。）

5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

総会に提出された議案書等、前年度の事業報告書や収支決算書、事業計画書及び予算書等で活動の実績を示す書類を提出してください。

6 申請者が代表者であることを証する書類

- (1) 申請者を代表者に出す旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの
- (2) 申請者が代表者となることを受託した旨の承諾書で、申請者本人の署名・押印のあるもの（実印、印鑑登録証明書添付）

7 参考としての区域図

区域については、客観的に明らかなものとして認識できるよう定められていることが必要であることから、それらを確認するための参考資料として、区域図（白地図 1 : 2,500 ~ 1 : 10,000 程度）を提出してください。

第 10 告示事項証明

認可されたことが告示されると、誰でもその証明書を請求することができます。

市長は自治会・町内会等を法人認可すると「地縁団体台帳」を作成し保管しますので、証明書の交付が請求されたときは、その台帳の写しを交付します。

このときには、1通につき交付手数料300円（平成31年4月現在）が必要です。

この証明書は、登記のできる団体の住所証明書及び代表者の資格証明書にもなります。

登記に必要な他の書類を整備し、この証明書とともに登記所に申請すれば、登記が可能となります。

ここで、当初の目標であった自治会・町内会等の保有する不動産等の団体名

義の登記が完了します。

第 1 1 その他

1 認可されると地縁団体の代表者は、印鑑登録（登録手数料は無料）及び印鑑登録証明書（交付手数料、1通300円。平成31年4月現在）の交付を受けることが可能となります。詳しいことは担当者に御相談ください。

2 認可後の手続き

代表者（会長）、主たる事務所の所在地、規約の変更等、認可後の手続きは必ず行ってください。特に代表者の変更手続きは、新任者が行うこととなりますので、確実に引継ぎをしておいてください。

※ 告示事項変更届出書及び議事録の提出が必要となります。

平成 年 月 日

豊見城市長 殿

認可を受けようとする地縁による団体の名称及び
主たる事務所の所在地

名 称

所在地 沖縄県豊見城市字

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 沖縄県豊見城市字

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な協同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

(参考図書)

- 1 区域図 (白地図 1 : 2500 ~ 1 : 10000 程度)

<認可申請書類作成上のポイント>

① 認可申請書

地方自治法施行規則（昭和22年5月3日内務省令第29号）第18条に定める「様式1」にしたがって定める必要があります。主たる事務所の所在地は住居表示による表示、地番及び家屋番号による表示いずれによっても差し支えありません。また、代表者の押印が必要ですが、印鑑証明及び印鑑登録をした押印である必要はないと解されています。

なお、認可申請書を提出する年月日を、申請年月日として記載することとされています。

② 規約

別紙「豊見城市自治会標準会則」をご参照ください。

③ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した地縁による団体の総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印のあるものでよいと解されます。

④ 構成員の名簿

特に様式は定められていませんが、構成員全員の氏名、住所を記載したものである必要があります。構成員とは、区域に住所を有する個人であれば年齢、性別等を問わないこととされていますので、会員である場合には子どもの名前なども記載する必要がある点に注意して下さい。

反対に、会員でない者（子供などが考えられます。）については、区域に住所を有する個人であっても構成員ではないので、名簿への記載は不要です。

なお、住所は住居表示が行われている場合にはこれに従って記載することとなります。

この構成員の名簿によって、現に区域に住所を有する個人のうち相当数が構成員となっているか否かが市町村長により判断されることとなります。

- ⑤ 申請時に不動産又は不動産に関する権利等を保有している団体にあつては保有資産目録、申請時には不動産又は不動産に関する権利等を保有しておらず、将来これらを保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録

保有予定資産目録の資産の「取得予定時期」については、認可申請年月日とできるだけ近接していることが望まれ、特段の事情がなければ認可申請年月日から数ヶ月以内とすべきと考えられます。

- ⑥ その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

一般的には、前年度の事業活動報告として総会に提出した報告書等（例えば年中行事予定表等）でよいと考えられています。ただし、当該報告書の内容として、具体的な活動内容がわかる程度の記載は必要となります。また、広く地域的な内容を記載することとし、特定活動のみを記載することのないように注意する必要があります。

- ⑦ 申請者が代表者であることを証する書類

申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名・押印のあるものと、申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書の写しで申請者本人の署名・押印のあるものがが必要です。

<豊見城市自治会標準会則>

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 放送施設・広告板整備を行い住民相互の連絡を行うこと。
- (2) 美化・清掃等、区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 祭事・伝統文化行事の実施
- (5) 自治会区域内の環境の整備
- (6) その他自治会活動に関すること。

(名称)

第2条 本会は、〇〇〇〇自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、豊見城市字〇番地から同〇〇番地、同△番地の1から同△△番地、同◎◎番地、同◎◎◎番地から〇〇〇番地の区域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、沖縄県豊見城市字××番地に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、役員会において定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人より役員会において定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失そう宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) 書記会計 1人
- (4) 〇〇〇〇 〇人
- (5) 〇〇〇〇 〇人
- (6) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会長及び副会長は、権利の行使や義務の履行は、信義に従い誠実にこれを実行する。
- 4 書記会計は、本会の出納事務を処理し、会計の事務に関する帳簿及び書類を管理し、会務を記録する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。
- 6 会長は、会務の執行に必要と認める場合は、諮問機関を置くことができる。

(役員任期)

第12条 書記会計の任期は〇年とし、その他の役員は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期終了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、開会の日の〇日前までに通知しなければならない。

(総会議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、開会の日の○日前までに役員に通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。
この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第36条 この会則は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、豊見城市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、会則、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から翌年の3月31日までとする。

総 会 議 事 録

平成〇〇年〇〇月〇〇日午〇〇〇時、豊見城市字〇〇〇〇番地の〇〇において、総会を開催した。

現在の会員数 〇〇〇〇 名 この議決件数 〇〇〇〇 名

出席者数 〇〇〇〇 名 この議決件数 〇〇〇〇 名

(ただし、書面表決者〇〇〇名を含む。)

<議長氏名>は、全員一致をもって議長に選任され、議長席につき総会の開会を宣し、下記議案提出の理由を説明し、これについて慎重審議を求め審議に入った。

なお、総会は議事録署名人を<署名人氏名>、<署名人氏名>の2人とした。

記

第1号議案 〇〇自治会を地縁による団体として認可申請する件

議長は、今般当会を地縁による団体として認可申請することについて、議場に審議を求めた。議場は、慎重審議の結果、自治会会則の承認及び構成員の確定、保有(予定)資産(不動産)を承認して、当会を地縁による団体として認可申請することを原案どおり、全員一致で承認し可決確定した。

第2号議案 地縁による団体の代表者選任の件

議長は、今般当会を地縁による団体として認可申請するに際して、当会の代表者を選任する必要がある旨を述べ、議場のその審議を求めたところ、議場は全員一致をもって次のとおり選任し可決確定した。

代表者 <代表者氏名>

以上により本日の議事を終わり、議長は午〇〇〇時〇〇分閉会を宣し、解散した。

上記議決を明確にするため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人はこれに署名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日 豊見城市字<総会を開いた住所>
〇〇自治会総会

議 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印

<名簿イメージ>

〇〇〇自治会（地縁団体名） 構成員名簿

番号	住所		氏名	
1	豊見城市 字〇〇	1 番地	赤嶺 〇郎	
2		1 番地	赤嶺 〇子	
3		1 番地	赤嶺 〇郎	
4		1 番地	赤嶺 〇子	
5		2 番地	伊波 〇朗	
6		2 番地	伊波 〇美	
7		2 番地 2	上原 〇雄	
8		2 番地 2	上原 〇〇子	
9		2 番地 2	上原 〇子	
1 0		2 番地 2	上原 〇吉	
1 1		4 番地	大城 〇子	
1 2		4 番地	大城 〇一	
1 3 4		1 5 8 番地 3		金城 〇〇美
1 3 5		豊見城市 字××		
1 3 6				
1 3 7				
1 3 8				

保 有 資 産 目 録

○ ○ 自 治 会
平成 年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不 動 産 の 種 類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

保有予定資産目録

○ ○ 自治会
平成 年 月 日現在

1 不動産

不動産 の種類	保有予定不動産の 取得予定時期	購入等の 相手方	保有予定不動産の 所在地
	平成 年 月 日		豊見城市字

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期

就 任 承 諾 書

私は、 年 月 日、 自治会の代表者に選任されましたので、その就任を承諾します。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

生年月日 _____

自治会 御中

参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号） 抜粋

（地縁による団体）

第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

(4) 規約を定めていること。

3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 区域

(4) 主たる事務所の所在地

(5) 構成員の資格に関する事項

(6) 代表者に関する事項

(7) 会議に関する事項

(8) 資産に関する事項

4 第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

5 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。

6 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

7 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

9 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

10 市町村長は、第1項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

11 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があったときは、総務

省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

- 12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第 10 項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- 13 認可地縁団体は、第 10 項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び第 10 項の規定に基づいて告示された事項をもって第三者に対抗することができない。
- 14 市町村長は、認可地縁団体が第 2 項各号に掲げる要件のいずれかを欠くことになったとき、又は不正な手段により第 1 項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- 15 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 4 条及び第 78 条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- 16 認可地縁団体は、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第 2 条第 6 号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第 37 条の規定を適用する場合には同条第 4 項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」と、同条第 5 項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」と、同法第 66 条の規定を適用する場合には同条第 1 項及び第 2 項中「普通法人」とあるのは「普通法人（地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体を含む。）」と、同条第 3 項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」とする。
- 17 認可地縁団体は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第 3 に掲げる法人とみなす。

（規約の変更）

第 260 条の 3 認可地縁団体の規約は、総構成員の 4 分の 3 以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財産目録及び構成員名簿）

第 260 条の 4 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年 1 月から 3 月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

（代表者）

第 260 条の 5 認可地縁団体には、1 人の代表者を置かなければならない。

（認可地縁団体の代表）

第 260 条の 6 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

（代表者の代表権の制限）

第 260 条の 7 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(代表者の代理行為の委任)

第 260 条の 8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって廃止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮代表者)

第 260 条の 9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第 260 条の 10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(監事)

第 260 条の 11 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、1 人又は数人の監事を置くことができる。

(監事の職務)

第 260 条の 12 認可地縁団体の幹事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 財産の状況を監査すること。
- (2) 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(通常総会)

第 260 条の 13 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年 1 回、構成員の通常総会を開かなければならない。

(臨時総会)

第 260 条の 14 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 総構成員の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の 5 分の 1 の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集)

第 260 条の 15 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも 5 日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

(認可地縁団体の事務の執行)

第 260 条の 16 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。

(総会の決議事項)

第 260 条の 17 認可地縁団体の総会においては、第 260 条の 15 の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあ

るときは、この限りでない。

(構成員の表決権)

第 260 条の 18 認可地縁団体の各構成員の表決権は平等とする。

2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 前 2 項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第 260 条の 19 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

(認可地縁団体の解散事由)

第 260 条の 20 認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 規約で定めた解散事由の発生
- (2) 破産手続開始の決定
- (3) 認可の取消し
- (4) 総会の決議
- (5) 構成員が欠けたこと。

(認可地縁団体の解散の決議)

第 260 条の 21 認可地縁団体は、総構成員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(認可地縁団体についての破産手続の開始)

第 260 条の 22 認可地縁団体はその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算認可地縁団体)

第 260 条の 23 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第 260 条の 24 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第 260 条の 25 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第 260 条の 26 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第 260 条の 27 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現務の結了
 - (2) 債権の取立て及び債務の弁済
 - (3) 残余財産の引渡し
- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。
(債券の申出の催告等)
- 第 260 条の 28 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から 2 箇月以内に、少なくとも 3 回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2 箇月を下ることができない。
- 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。
- 3 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- 4 第 1 項の公告は、官報に掲載してする。
(期間経過後の申出)
- 第 260 条の 29 前条第 1 項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。
(清算認可地縁団体についての破産手続の開始)
- 第 260 条の 30 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。
- 2 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- 3 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- 4 第 1 項の規定による公告は、官報に掲載してする。
(残余財産の帰属)
- 第 260 条の 31 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。
- 2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
- 3 前 2 項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。
(裁判所による監督)
- 第 260 条の 32 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。
- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
(清算結了の届出)
- 第 260 条の 33 認可地縁団体の清算が結了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。
(事件の管轄)

第 260 条の 34 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- (1) 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
 - (2) 解散及び清算の監督に関する事件
 - (3) 清算人に関する事件
- (不服申立ての制限)

第 260 条の 35 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人等の報酬)

第 260 条の 36 裁判所は、第 260 条の 25 の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあっては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第 260 条の 37 認可地縁団体の清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第 260 条の 38 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前 3 条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第 260 条の 36 中、「清算人（監事を置く認可地縁団体にあっては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

(過料に処すべき行為)

第 260 条の 39 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（明治 31 年法律第 14 号）により、50 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 260 条の 22 第 2 項又は第 260 条の 30 第 1 項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- (2) 第 260 条の 28 第 1 項又は第 260 条の 30 第 1 項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。